11月15日は幌延町長選挙の投票日です

任期満了に伴う幌延町長選挙は、11月10日（火）に告示され、11月15日（日）に投票が行われます。

今後４年間の町政を担う、私達の代表を選ぶ大切な選挙です。誰からの干渉を受けることなく、よく見て、よく聞いて、よく考えて、必ず投票しましょう。

投票区	投票所	投票時間
第１投票区	問寒別生涯学習センター	７時～17時
第２投票区	幌延町総合体育館	７時～19時



選挙人名簿に登録されていますか？

今回の町長選挙で選挙権を有するには、次の条件を満たしていることが必要です。

〇日本国民であること

〇満18歳以上であること（平成20年11月16日以前に生まれた方）

〇引き続き３ヶ月以上幌延町の住民基本台帳に登録され、実際に居住していること（令和８年８月９日以前に転入届を提出されている方）

さらに、投票するためには選挙管理委員会が作成する「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。「選挙人名簿」は住民基本台帳に登録されている人について、その氏名、住所、性別、生年月日などを記載した公簿です。「選挙人名簿」の登録は毎年４回行われますが、選挙のあるときは『選挙時登録』が行われます。

こんな投票は無効です

次のような投票は無効となりますので、ご注意ください。

〇投票用紙以外の用紙（入場券、普通の紙、名刺など）に、候補者の氏名を書いて投票したもの

〇２人以上の候補者の氏名を書いたもの

〇候補者の氏名のほかに他事を記載したもの

〇候補者の氏名を自書していないもの（ゴム印を使用したものなど）

期日前および不在者投票制度

投票日に仕事や旅行、病気などで投票所に行くことができない方は、期日前投票または不在者投票をご活用ください。

①期日前投票：投票日前でも、投票日と同じように投票を行うことができる制度です。

【幌延地区】
会場：幌延町役場
期間：11月11日（水）～14日（土）
時間：８時30分～20時

【問寒別地区】
会場：問寒別生涯学習センター
期間：11月12日（木）～14日（土）
時間：10時～16時

②不在者投票：幌延町以外の市町村や病院などにおいて投票をする制度です。

※郵送により不在者投票の手続きをされる方は、速やかな手続きをしないと投票日に間に合わないことがあります。

詳しくは、幌延町選挙管理委員会へお問い合わせください。

お問い合わせ先：幌延町選挙管理委員会（役場総務企画課内）　電話 5-1111　告知端末機 5-8811